

第3工場跡地整備事業

審査講評

令和3年12月

尼崎市一般廃棄物処理施設
整備運営事業者等選定委員会

目 次

| | | |
|----|-----------------|----|
| 第1 | 事業内容..... | 1 |
| 第2 | 事業者選定までの経過..... | 4 |
| 第3 | 審査の手順及び方法..... | 6 |
| 第4 | 審査結果..... | 10 |
| 第5 | 総評..... | 14 |

第1 事業内容

1 事業名称

第3工場跡地整備事業

2 公共施設の管理者

尼崎市長 稲村 和美

3 事業の目的

第3工場跡地整備事業（以下「本事業」という。）は、民間事業者のノウハウを活用することにより、本施設の効率的な整備を行い、市の財政負担の縮減と公共サービスの一層の向上を図ることを目的とする。また、地球環境に負荷の少ない循環型社会・低炭素社会の構築に向け、省エネルギー化や再生可能エネルギーの有効活用により温室効果ガスの発生抑制を図ることを目的とする。

4 施設概要

- ・事業用地：兵庫県尼崎市大高洲町2番地
- ・敷地面積：10,391.14㎡
※上記面積内には、本工事範囲対象外（関西電力鉄塔エリア及び特高受電棟エリア）を含む。
※関西電力鉄塔エリアや歩道の隅切りを除くと10,043.06㎡となる。
- ・整備施設：清掃事務所、収集車車庫棟、自己搬入受入ヤード、計量受付棟、計量機棟、倉庫・整備棟、その他施設（外構施設等）
- ・解体撤去：本施設を整備する敷地内にある旧ごみ焼却施設（以下「第3工場」という。）、守衛棟及び洗濯工場棟の解体撤去。

5 事業期間

契約締結日から令和7年3月まで（3年間）とする。

- ・着工：令和4年4月予定
- ・竣工：令和7年3月31日

表1 整備スケジュール（灰色は主に設計期間）

| 年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|----------------------------|-------|-------|-------|
| 解体対象施設の解体 | | | |
| 整備対象施設の整備 （基本設計・実施設計含む） | | | |

6 事業方式

本事業は、事業者が設計及び施工を一括して行う「DB方式（デザイン・ビルド）」とする。

7 事業範囲

本事業は、事業者が新たに整備等の業務を遂行することを事業の範囲とする。

具体的な業務の範囲については、第3工場跡地整備事業要求水準書（以下「要求水準書」という。）において提示するが、対象となる事業の範囲の概要は、次のとおりである。

(1) 事業者が行う業務

ア 事前調査等に関する業務

- (ア) 解体撤去に必要なアスベスト、ダイオキシン類等調査
- (イ) 施設の整備に必要な調査（補完的な測量や地質調査等を含む）

イ 本施設の整備に関する業務

- (ア) 整備対象施設の基本設計及び実施設計
- (イ) 解体対象施設の解体設計
- (ウ) 土木建築工事
- (エ) 解体撤去工事（土壌汚染対策工事を含む）
- (オ) 機械警備設備の工事（ただし空配管設置等特記するもの）
- (カ) その他の工事（電力・用水・ガス・排水・雨水・電話等各種ユーティリティの引込みに係る工事、その他必要な工事）

ウ その他の業務

- (ア) 建築士法に定められる工事監理
- (イ) 必要な諸官庁届出等（事業者が行うべきもの）
- (ウ) 交付金申請など市が行う諸官庁届出等の支援
 - ※市は、本事業の実施に関して、交付金の活用を予定している。交付金の申請・実績報告等の手続は市において行うが、事業者は手続に必要な書類の作成等について市を支援するものとする。
- (エ) 近隣対応（工事に関するものなど事業者が行うべきもの）
- (オ) 市が行う近隣対応の支援

(2) 市が行う業務

ア 事前調査等に関する業務

- (ア) アスベスト、ダイオキシン類等調査（代表点のみ）
- (イ) 土壌汚染状況調査（地歴調査まで）

イ 本施設の整備に関する業務

- (ア) 機械警備設備の工事（ただし空配管設置等特記するものを除く）
- (イ) 特記なき什器備品の設置
- (ウ) 事業者が行う整備の設計施工監理（モニタリング）

ウ その他の業務

- (ア) 近隣対応
- (イ) 必要な諸官庁届出等（交付金申請など市が行うべきもの）

8 事業者の選定方法

事業者の選定は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 の 2 の規定に基づく総合評価一般競争入札方式によるものとする。

第2 事業者選定までの経過

1 選定委員会の設置

市は、本事業における落札者の選定において、透明性、公正性及び競争性を確保することを目的に、学識経験者等で構成される、尼崎市一般廃棄物処理施設整備運営事業者等選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置した。

選定委員会は、以下の3名で構成される。

| | |
|-------|---------------------------|
| 大下 和徹 | 京都大学大学院工学研究科都市環境工学専攻准教授 |
| 島田 洋子 | 京都大学大学院工学研究科都市環境工学専攻准教授 |
| 足立 忠郎 | 公益社団法人日本バリュー・エンジニアリング協会会員 |

2 選定委員会の開催経過

選定委員会は、以下の経過で行った。

表2 選定委員会開催内容

| 回数 | 日程 | 主な内容 |
|-----|---------------|---|
| 第1回 | 令和3年4月20日（火） | <ul style="list-style-type: none">・尼崎市立クリーンセンター第3工場敷地における事業概要・事業者選定スケジュールについて・事業者選定方式について・事業者参加資格要件について・事業者評価方法について |
| 第2回 | 令和3年6月16日（水） | <ul style="list-style-type: none">・事業地（第3工場）の周辺確認について・要求水準書について・落札者決定基準について |
| 第3回 | 令和3年7月19日（月） | <ul style="list-style-type: none">・事業者選定スケジュールについて・要求水準書について・落札者決定基準について・入札説明書・様式集について・契約書（案）について |
| 第4回 | 令和3年11月24日（水） | <ul style="list-style-type: none">・事業者選定スケジュールについて・事業者提案に関する内容点審議について・ヒアリングでの質疑事項について |
| 第5回 | 令和3年12月1日（水） | <ul style="list-style-type: none">・提案内容のプレゼンテーション、ヒアリング・提案書の審査・最優秀提案者の選定 |

3 募集及び選定のスケジュール

募集及び選定のスケジュールは下記のとおりである。

表3 募集及び選定のスケジュール

| 日 程 | 内 容 |
|--------------------------------|---------------------|
| 令和3年8月11日(水) | 入札公告(入札説明書等の公表) |
| 令和3年8月19日(木)～ 令和3年10月28日(木) | 現地見学会(希望者のみ) |
| 令和3年8月12日(木)～ 令和3年8月31日(火) | 入札説明書等に関する質問の受付 |
| 令和3年9月15日(水) | 入札説明書等に関する質問への回答の公表 |
| 令和3年9月16日(木)～ 令和3年9月30日(木) | 参加表明書、参加資格審査申請書類の受付 |
| 令和3年10月7日(木) | 参加資格審査結果の通知 |
| 令和3年10月29日(金) | 入札書及び提案書の受付 |
| 令和3年12月1日(水) | プレゼンテーション及びヒアリング |
| 令和3年12月1日(水) | 最優秀提案者の選定 |
| 令和3年12月下旬 | 落札者決定及び公表 |
| 令和3年12月下旬 | 仮契約締結 |
| 令和4年3月下旬 | 本契約締結 |

第3 審査の手順及び方法

1 参加資格審査

市は、入札参加者から提出される参加表明書及び参加資格審査申請書類により、入札説明書に示す参加資格要件をすべて満たしていることを確認する。参加資格要件を満たしていない場合は失格とする。

2 提案審査

(1) 提案書の基礎審査

市は、提案書類に記載された内容が、この落札者決定基準に示す基礎審査項目をすべて満たしていることを確認する。基礎審査項目について1項目でも満たさないことが確認された場合は失格とする。

(2) 提案書の加点審査（内容点）

選定委員会は、この落札者決定基準に示す加点審査の方法に従い、提案書類の加点審査を行い、内容点とする。

(3) 開札

市は、入札書に記載された入札価格が、予定価格の範囲内であることを確認するとともに、入札価格を選定委員会に報告する。

なお、開札の結果、入札価格が予定価格を超えている入札参加者は失格とする。

(4) 入札価格の加点審査（価格点）

選定委員会は入札価格について、落札者決定基準に示す得点化方法に従って評価し、価格点とする。

(5) 総合評価値の算定

選定委員会は、内容点と価格点を合計し総合評価値を算出する。

(6) 最優秀提案者の選定

選定委員会は、総合評価値の最も高い提案を最優秀提案として選定する。総合評価値の最も高い提案が2以上ある場合、くじ引きにより最優秀提案を選定する。

(7) 落札者の決定

市は、選定委員会における最優秀提案の選定結果をもとに、落札者を決定する。

3 参加資格審査

市は、参加表明書と同時に提出される参加資格審査申請書類から、入札説明書に記載した入札参加者が満たすべき参加資格要件について確認し、確認の結果を代表企業に対し通知する。資格不備の場合は失格とする。

4 提案書の基礎審査

(1) 審査方法

市は、入札参加者から提出される提案書が以下に示す基礎審査項目を満たしていることを確認する。

基礎審査項目について1項目でも満たさないことが確認された場合は失格とする。すべての基礎審査項目を満たしていることが確認された場合、当該提案書について加点審査を行う。

表4 基礎審査項目

| 審査対象 | 審査項目 |
|----------|---|
| 全般的事項 | <ul style="list-style-type: none">・提出が求められている書類が揃っていること。・提案書全体について、提案事項間の齟齬、矛盾等がないこと。・提案書全体について、指定された構成（項目の構成、ページ数制限等）となっていること。 |
| 整備に関する事項 | <ul style="list-style-type: none">・各様式（「様式集」参照）に対して記載された提案の内容が、要求水準を満たしていること。 |

5 加点審査の方法

(1) 審査方法

選定委員会は、事業者から提案された入札価格及び提案内容について、総合的に審査を行う。

加点審査においては、提案書に関する事項及び入札価格に関する事項について提案内容を得点化した内容点及び価格点を算出し、その合計値を総合評価値とする。

選定委員会は、総合評価値が最も高い提案を行った入札参加者を最優秀提案者として選定する。

なお、総合評価値の最も高い提案が2以上ある場合、くじ引きにより最優秀提案を選定する。

(2) 提案書に関する事項の得点化方法

選定委員会は、提案書に記載された内容について、要求水準書等に示す要件を超える部分に対して、その評価に応じた得点を付与する。

なお、提案内容の審査項目について、評価の視点ごとに、次の表に示す5段階評価に基づき各委員が個別に評価を行った上、選定委員会における協議により、最終評価を決定し内容点を算出する。

表5 提案内容評価の得点化方法

| 評価 | 判断基準 | 得点化方法 |
|----|------------------------------------|--------------|
| A | 特に優れている | 配点 × 100% |
| B | AとCの中間程度 | 配点 × 75% |
| C | 優れている | 配点 × 50% |
| D | CとEの中間程度 | 配点 × 25% |
| E | 特筆すべき提案がない (要求水準における最低限のレベルである) | 配点 × 0% |

(3) 入札価格に関する事項の得点化方法

開札を行い、入札書に記載された金額が、入札説明書第3.4(4)に規定する金額の範囲内であることを確認するとともに、次の方法により得点を付与し価格点を算出する。

なお、開札の結果、入札書に記載された金額が、入札説明書第3.4(4)に規定する金額を超える場合は失格とする。

ア 入札参加者の中で、最小の入札価格となった提案に対し、価格に関する配点の満点を付与する。

イ 他の入札参加者の提案については、最低入札価格との比率により算出する。得点は小数点第三位以下を四捨五入した値とする。

(算定式)

$$\text{価格点} = \frac{\text{最低入札価格}}{\text{入札価格}} \times \text{満点の点数 (60点)}$$

(4) 審査項目及び配点

加点審査における審査項目及び配点を、表6に示す。加点審査における各審査項目の配点及び評価の視点については、市が本事業に期待する事項の必要性又は重要性を勘案して設定した。

表6 提案内容の評価項目及び評価ポイント

| 評価項目 | | 配点 | 対応する様式 | 評価ポイント | |
|--------------------|---------------------------------------|------|--------|--|--|
| 内容点 | I. 環境保全への配慮及び地球温暖化対策への貢献 | | | | |
| | ① 工事中のダイオキシン類及びアスベストの曝露及び拡散防止 | 2点 | 14点 | 様式7-1 | ・工事実施にあたり、ダイオキシン類やアスベストに関する対策（作業員の曝露防止、周辺への拡散防止、負圧密閉化及び管理、アスベスト除去工法等）について、想定する対策を具体的に示すこと。提案にあたっては、対策の効果と費用を勘案すること。 |
| | ② 工事中の土壌汚染の拡散防止 | 2点 | | 様式7-2 | ・工事実施にあたり、土壌汚染の拡散防止（帯水層への拡散防止、大気への飛散防止、工事中濁水の処理、モニタリング等）について、想定する対策を具体的に示すこと。提案にあたっては、対策の効果と費用を勘案すること。 |
| | ③ 施設供用時の省エネルギー | 4点 | | 様式7-3 | ・施設でのエネルギー使用量低減の方策（建物の断熱性の向上、設備性能の向上、エネルギー管理システムの導入、自然光や自然換気などの導入等）について、想定するものを複数示した上で、それぞれの方策による効果（導入しない場合と比較した概ねの削減率や削減量等）についても記述すること。 |
| | ④ 施設供用時の創エネルギー | 4点 | | 様式7-4 | ・創エネルギー量についての提案を求める。また、その量に係る根拠（太陽光発電システム（第1工場からの移設を除く追加）や、風力発電システム、蓄電・蓄熱、コジェネレーションなど）を示すこと。さらに、将来的に新ごみ処理施設から電力供給を受けることを踏まえ、効率的にエネルギーを活用できる提案（売電等）とすること。 |
| | ⑤ 工事により生じる建設廃材のリサイクル | 2点 | | 様式7-5 | ・本施設の整備（既存施設の解体を含む）にあたって生じる金属や廃プラスチック等の建設廃材について、リサイクルの方策を具体的に示すこと。 |
| | II. 安全・安心・安定性（平常時の施設の健全性） | | | | |
| | ① 施設の設計及び工事における地下工作物の存置にあたっての対応 | 4点 | 4点 | 様式7-6 | ・地下工作物の存置範囲を設定するにあたっての考え方（地下工作物の健全性評価の可能性、新設建物との緩衝、存置物の表面仕舞等）を具体的に示すこと。 ・存置範囲や存置理由の整理資料作成イメージを示すこと。 |
| | III. 災害廃棄物処理への対応可能性（災害等非常時の施設の健全性） | | | | |
| | ① 災害時の施設運用を想定した施設の構造設計及び軟弱地盤対策 | 4点 | 4点 | 様式7-7 | ・地震時の建築物や、地盤及び地下存置工作物の挙動等を考慮した基礎設計にあたっての考え方を具体的に示すこと。また、基礎構造設計にあたっての体制（建築・土木等）を示すこと。 ・軟弱地盤であることを踏まえ、液状化対策や、沈下発生後の対応（市の維持管理における対応）について具体的に示すこと。 |
| | IV. 経済性 | | | | |
| | ① 工期の遵守 | 4点 | 12点 | 様式7-8 | ・狭小敷地内でのスクラップ&ビルドを行うにあたっての工夫（取合いの調整や、工事遅延防止のための対策等）を求める。既存施設の解体工事、新施設の設計及び建設工事の全体スケジュールを具体的に示し、工期を確実に遵守するための工夫点を示すこと。 |
| | ② 施設供用時の維持管理コストの低減（施設長寿命化やメンテナンス性の向上） | 4点 | | 様式7-9 | ・本施設は、現在の大高洲庁舎と同様、今後50年以上の使用を想定している。建物や設備の長寿命化に関する工夫、建材や設備等のメンテナンス性の向上等についての提案を求める。 |
| | ③ 将来的な施設解体時のコスト低減 | 4点 | | 様式7-10 | ・将来的に施設を解体する際に解体費用を低減するための、施設の設計や使用建材等についての提案を求める。 |
| | V. その他の提案 | | | | |
| ① 地域経済への貢献 | 3点 | 6点 | 様式7-11 | ・地元企業の活用内容と活用規模、地元雇用について、具体的な提案を求める。 | |
| ② I～IVの評価項目以外の自由提案 | 3点 | | 様式7-12 | ・緑地計画や建築物の外観・景観についての提案、市全体としてのエネルギー使用量低減に資する提案（雨水地下浸透や雨水利用等）など、その他、本事業の目的達成のための提案を求める。 | |
| 価格点 | 入札価格に関する事項 | 60点 | 入札書 | | |
| 合計 | | 100点 | | | |

第4 審査結果

1 参加資格審査

令和3年8月11日（水）に入札公告を行い、令和3年9月30日（木）までに参加表明書及び参加資格審査申請書類を受け付けたところ、次の3グループから入札参加の申請があった。

市は、参加資格審査にて入札参加資格を有することを確認し、令和3年10月7日（木）に代表企業に対し参加資格結果を書面にて通知した。

なお、通知の際に各グループには、提案書作成にあたって、以下に示す提案者名を用いるよう通知した。また、選定委員には企業名を知らせずに、加点審査を行うものとした。

表7 入札参加申請企業一覧

| | |
|--------------|----------------------|
| 提案者名 | 345 グループ |
| 入札参加者名 | 村本建設・福本設計特定建設工事共同企業体 |
| 代表企業 | 村本建設株式会社神戸営業所 |
| 設計企業（建屋） | 株式会社福本設計 |
| 設計企業（既存施設解体） | 株式会社福本設計 |
| 建設企業（建屋） | 村本建設株式会社神戸営業所 |
| 建設企業（既存施設解体） | 村本建設株式会社神戸営業所 |

| | |
|--------------|-------------|
| 提案者名 | 346 グループ |
| 入札参加者名 | 株式会社鴻池組神戸支店 |
| 代表企業 | 株式会社鴻池組神戸支店 |
| 設計企業（建屋） | 株式会社鴻池組大阪本店 |
| 設計企業（既存施設解体） | 株式会社鴻池組 |
| 建設企業（建屋） | 株式会社鴻池組神戸支店 |
| 建設企業（既存施設解体） | 株式会社鴻池組神戸支店 |

| | |
|--------------|----------------------|
| 提案者名 | 350 グループ |
| 入札参加者名 | 五洋建設・あい設計特定建設工事共同企業体 |
| 代表企業 | 五洋建設株式会社神戸営業所 |
| 設計企業（建屋） | 株式会社あい設計大阪支社 |
| 設計企業（既存施設解体） | 五洋建設株式会社神戸営業所 |
| 建設企業（建屋） | 五洋建設株式会社神戸営業所 |
| 建設企業（既存施設解体） | 五洋建設株式会社神戸営業所 |

2 基礎審査

令和3年10月29日（金）に3グループより提案書が提出され、市が基礎審査を行ったところ、基礎審査項目を満たしていることを確認した。

3 提案書の加点審査（内容点）

選定委員会は提案書について、令和3年12月1日（水）にヒアリングを実施し、落札者決定基準に基づき加点審査を行い、内容点を算出した。

表8 加点審査（内容点）

| 評価項目 | 配点 | 345 グループ | 346 グループ | 350 グループ |
|---|------------|---------------|---------------|---------------|
| I. 環境保全への配慮及び地球温暖化対策への貢献 | 14点 | 8.00点 | 11.50点 | 12.50点 |
| ① 工事中のダイオキシン類及びアスベストの曝露及び拡散防止 | 2点 | 2.00点 | 2.00点 | 2.00点 |
| ② 工事中の土壌汚染の拡散防止 | 2点 | 1.00点 | 1.50点 | 2.00点 |
| ③ 施設供用時の省エネルギー | 4点 | 2.00点 | 2.00点 | 4.00点 |
| ④ 施設供用時の創エネルギー | 4点 | 2.00点 | 4.00点 | 3.00点 |
| ⑤ 工事により生じる建設廃材のリサイクル | 2点 | 1.00点 | 2.00点 | 1.50点 |
| II. 安全・安心・安定性（平常時の施設の健全性） | 4点 | 3.00点 | 3.00点 | 4.00点 |
| ① 施設の設計及び工事における地下工作物の存置にあたっての対応 | 4点 | 3.00点 | 3.00点 | 4.00点 |
| III. 災害廃棄物処理への対応可能性（災害等非常時の施設の健全性） | 4点 | 4.00点 | 3.00点 | 4.00点 |
| ① 災害時の施設運用を想定した施設の構造設計及び軟弱地盤対策 | 4点 | 4.00点 | 3.00点 | 4.00点 |
| IV. 経済性 | 12点 | 7.00点 | 11.00点 | 11.00点 |
| ① 工期の遵守 | 4点 | 2.00点 | 4.00点 | 3.00点 |
| ② 施設供用時の維持管理コストの低減（施設長寿命化やメンテナンス性の向上） | 4点 | 2.00点 | 4.00点 | 4.00点 |
| ③ 将来的な施設解体時のコスト低減 | 4点 | 3.00点 | 3.00点 | 4.00点 |
| V. その他の提案 | 6点 | 2.25点 | 5.25点 | 6.00点 |
| ① 地域経済への貢献 | 3点 | 1.50点 | 3.00点 | 3.00点 |
| ② I～IVの評価項目以外の自由提案 | 3点 | 0.75点 | 2.25点 | 3.00点 |
| 内容点 | 40点 | 24.25点 | 33.75点 | 37.50点 |

4 選定委員会が評価した事項

提案について選定委員会が評価した事項を以下に示す。

表9 評価した事項

| 評価項目 | 評価した事項 |
|---|---|
| I. 環境保全への配慮及び地球温暖化対策への貢献 | |
| ① 工事中のダイオキシン類及びアスベストの曝露及び拡散防止 | ・ 各社とも法令遵守を前提とし、費用対効果に配慮した提案がなされており評価できた。 |
| ② 工事中の土壌汚染の拡散防止 | ・ 各社とも法令遵守を前提とした対策が示されており、また費用対効果に配慮した提案がなされており評価できた。346 グループはさらに、具体性のある提案である点を評価できた。さらに、350 グループは確実かつ効果的な提案もなされており評価できた。 |
| ③ 施設供用時の省エネルギー | ・ 350 グループは意欲的な省エネルギー目標を掲げられており、達成のための導入策が具体的に示されており評価できた。 |
| ④ 施設供用時の創エネルギー | ・ 346 グループは意欲的な創エネルギー量の提案がなされており評価できた。350 グループは蓄電池を有効活用した提案がなされており評価できた。 |
| ⑤ 工事により生じる建設廃材のリサイクル | ・ 346 グループはリサイクル手法や目標値が具体的に示されており評価できた。350 グループは発生抑制方策についても述べられており評価できた。 |
| II. 安全・安心・安定性（平常時の施設の健全性） | |
| ① 施設の設計及び工事中における地下工作物の存置にあたっての対応 | ・ 各社とも存置範囲や存置理由について考え方が示されており評価できた。さらに 350 グループは地下工作物の健全性評価の可能性についても考慮されており評価できた。 |
| III. 災害廃棄物処理への対応可能性（災害等非常時の施設の健全性） | |
| ① 災害時の施設運用を想定した施設の構造設計及び軟弱地盤対策 | ・ 各社とも基礎構造についての考え方や、液状化・沈下発生時の対策について示されており評価できた。345 グループと 350 グループは、地下工作物が存在することによる地下の挙動も考慮したアプローチがなされており評価できた。 |
| IV. 経済性 | |
| ① 工期の遵守 | ・ 346 グループと 350 グループは、各工程の内訳やクリティカルパスが具体的に示されており評価できた。さらに 346 グループは、工期遵守のための意欲的な提案もなされており評価できた。 |
| ② 施設供用時の維持管理コストの低減（施設長寿命化やメンテナンス性の向上） | ・ 346 グループと 350 グループは、長寿命化及びメンテナンス性向上のための具体的な提案が複数示されており評価できた。 |
| ③ 将来的な施設解体時のコスト低減 | ・ 各社とも解体費削減の提案がなされており評価できた。さらに 350 グループは、使用建材リサイクルの面での提案も具体的に示されており評価できた。 |
| V. その他の提案 | |
| ① 地域経済への貢献 | ・ 346 グループと 350 グループは、貢献の規模について意欲的な提案がなされており評価できた。 |
| ② I～IVの評価項目以外の自由提案 | ・ 346 グループは緑化や外観について具体的・効果的な提案がなされており評価できた。さらに 350 グループは、雨水利用や災害時利用についても具体的・効果的な提案がなされており評価できた。 |

5 開札

市は、令和3年12月1日（水）の選定委員会と同日に、選定委員会による内容点の加点審査が終了した後、別室で3グループの立ち会いのもと入札書の開札を行った。

開札の結果、すべてのグループの入札価格が予定価格の範囲内であることを確認した。

6 入札価格の加点審査（価格点）

選定委員会は入札価格について、落札者決定基準に示す得点化方法に従って評価を行い、価格点を算出した。

表 10 加点審査（価格点）

| 審査項目 | 配点 | 345 グループ | 346 グループ | 350 グループ |
|------|------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 入札価格 | — | 1,900,000,000 円 | 1,870,000,000 円 | 2,041,000,000 円 |
| 価格点 | 60 点 | 59.05 点 | 60.00 点 | 54.97 点 |

7 最優秀提案者の選定

選定委員会は、加点審査を行った結果、総合評価値の最も高い346グループを最優秀提案者として選定した。

表 11 選定結果

| 項目 | 配点 | 345 グループ | 346 グループ | 350 グループ |
|------------------|--------------|----------------|----------------|----------------|
| 内容点 | 40 点 | 24.25 点 | 33.75 点 | 37.50 点 |
| 価格点 | 60 点 | 59.05 点 | 60.00 点 | 54.97 点 |
| 合計（総合評価値） | 100 点 | 83.30 点 | 93.75 点 | 92.47 点 |

第5 総評

本事業は、民間事業者のノウハウを活用することにより、本施設の効率的な整備を行い、市の財政負担の縮減と公共サービスの一層の向上を図ること、省エネルギー化や再生可能エネルギーの有効活用により温室効果ガスの発生抑制を図ることを目的として実施するものである。

総合評価方式による発注に対して参加した3グループは、いずれも国内でごみ焼却施設の解体実績を有し、本事業の確実な遂行が可能な技術力を有する企業グループであった。また、民間事業者が有する創意工夫が発揮され、ノウハウを活用した提案を受けることができた。

事業者の提案書作成の努力と熱意に対し、深く感謝を申し上げる。

選定委員会では、あらかじめ公表された落札者決定基準に則り、「環境保全への配慮及び地球温暖化対策への貢献」「安全・安心・安定性（平常時の施設の健全性）」「災害廃棄物処理への対応可能性（災害等非常時の施設の健全性）」「経済性」「その他の提案」の項目について、厳正かつ公正に審査を行った。

その結果、選定委員会は、「346グループ」（代表企業：株式会社鴻池組神戸支店）を最優秀提案者として選定した。

なお、選定委員会は、株式会社鴻池組神戸支店を代表企業とする企業グループに対し、提案書において示された内容は勿論のこと、ヒアリングでの選定委員会からの意見を真摯に受け止め、誠実・確実な履行を期待するものである。

また、今後、ごみ処理行政を取り巻く状況や、公共施設に対するニーズ・最新技術動向が変化していく中で、技術革新や新たな提案が生じた際は、尼崎市と事業者との協議・協力の上で、継続して行政サービスの向上に積極的に取り組むことを、選定委員会として要望する。

令和3年12月22日

尼崎市一般廃棄物処理施設整備運営事業者等選定委員会 委員長 大下 和徹